

## Client Alert

1 April 2019

### 目次

#### [2018年度アップデートの概要](#)

#### [オーストラリア現代奴隷法の 制定・施行](#)

#### [英国現代奴隷法の執行強化](#)

#### [実務ガイドの改訂](#)

#### [開示要請レターの発送](#)

#### [EU紛争鉱物規制に関わる、 紛争地域および高リスク地域 等の特定のためのガイドライ ンの公表](#)

#### [紛争鉱物規制（米国金融規制 改革法第1502条）の現在の 状況](#)

#### [今後の実務対応](#)

## サプライチェーン等における人権侵害の防止 2018年度の各国人権侵害防止関連法の重要アップデート

本ニュースレターでは、2018年度の各国人権侵害防止関連法の重要なアップデートをお伝えするとともに、今後の実務対応について提案します。

### 2018年度アップデートの概要

2018年度における各国人権侵害防止関連法のアップデートの概要は、以下のとおりです。

1. オーストラリア現代奴隷法（Australia Modern Slavery Act 2018）の成立・施行
2. 英国現代奴隷法の執行強化
3. EU紛争鉱物規制（EU2017/821）に関する、紛争地域および高リスク地域等の特定のためのガイドライン（Commission Recommendation (EU)2018/1149）の公表
4. 米国ドッド・フランク法紛争鉱物規制の現在の状況

### オーストラリア現代奴隷法の成立・施行

2017年度は法案に留まっていたオーストラリア現代奴隷法（Australia Modern Slavery Act 2018）が、遂に2018年11月29日、上院・下院両議院による可決を経て、2019年1月1日より施行されました。適用対象となる企業においては、2019年1月1日以後に開始される事業年度の終了から6ヶ月以内にオーストラリア内務省大臣に提出される必要があります。

適用対象となる企業（報告企業）は、連結売上で1億オーストラリアドル以上の金額の売上のある、オーストラリア企業又はオーストラリアで事業を営んでいる企業になります。本社がオーストラリア以外にある企業であっても、オーストラリアに事業所（place of business）が存在する場合、「オーストラリアで事業を営む」場合に該当し、適用されるとされています。そのため、オーストラリア国内に支店、駐在事務所や子会社を有し、連結売上で1億オーストラリアドル以上の金額の売上のある日本企業についても適用可能性があります。

同法は、英国現代奴隷法と同様、適用要件を満たす一定の企業に対して、ステートメントの作成を義務付けるものですが、以下の点で英国現代奴隷法上の作成義務と異なる点を有します。

- ・ オーストラリア内務省大臣の承認するフォームを使用すること
- ・ ステートメントについて、報告対象となる事業年度が終了してから6ヶ月以内に、オーストラリア内務省大臣が指定する方法にて内務省大臣に提出すること
- ・ 法定事由について記載する法的義務があること



なお、報告企業において、承認決議を取る必要があることや意思決定権限のある責任者によって署名されることを求めている点は、英国現代奴隷法と同様です。ステートメントに記載する義務のある法定事由は以下のとおりです。

- a) 報告企業の特定
- b) 報告企業の構造、運営、サプライチェーンの説明
- c) 報告企業及び報告企業が所有又は支配する企業の、運営及びサプライチェーンにおける現代奴隷リスク
- d) 報告企業及び報告企業が所有又は支配する企業による、デューディリジェンス及び是正プロセスなど、リスク評価及び対応策
- e) 報告企業の当該措置の有効性評価の方法
- f) 報告企業が所有又は支配する企業等との協議プロセス
- g) その他、報告企業等が関連すると考える情報

なお、今回の立法において、義務違反に対する制裁金の規定の導入は見送られています。もっとも、同法のもと、義務違反の企業については、政府による公表対象となります。

### 英国現代奴隷法の執行強化

英国では、2015年3月26日、英国現代奴隷法（UK Modern Slavery Act）が制定され、一定の企業に対し、サプライチェーン等における現代奴隷防止のための取組みの開示を義務付けており、同年10月19日に公表された「サプライチェーン等における透明性に関する実務ガイド」（以下、「実務ガイド」）においては、適用基準の明確化、ベストプラクティスの例示等がなされていました。内容の概要及び2017年度のアップデートは、当事務所が過去に発行した[クライアントアラート](#)をご参照ください。

2018年度も引き続き、英国政府による、企業の英国現代奴隷法コンプライアンスを推進させるための努力が続けられています。

### 実務ガイドの改訂

2017年度の実務ガイドの改訂に続けて、2018年3月14日及び10月22日においても、実務ガイドの改訂がなされ、実務ガイドに従った開示義務を履行する上で有用と考えられるツールや公開情報のリソース等の追記がなされています。

### 開示要請レターの発送

現状未だ60%程度の適用対象企業のみしか開示義務を遵守していないとの認識の下、英国内務省は、2018年10月、英国現代奴隷法上の開示義務適用要件を満たすと考えられる17,000社以上の企業の最高経営責任者宛てにレターを送付し、①内務省から開示実務について情報発信する際の連絡先情報について現代奴隷連絡先データベース（Modern Slavery Contact Database）への登録、及び②2019年3月31日までに最新の現代奴隷法対応声明文の開示、を要請しています。なお、2019年3月31日までに同声明文を開示していない企業については、不遵守企業リストにおいて企業名が公表される予定であるとされています。

今後も、英国政府による英国現代奴隷法執行強化の動きは続くものと予想され、引き続き注視する必要があります。



## EU 紛争鉱物規制に関わる、紛争地域および高リスク地域等の特定のためのガイドラインの公表

EUでは、2017年6月8日、EU紛争鉱物規制（EU2017/821）が発効され、同規制は、紛争地域および高リスク地域（conflicted-affected and high risk areas）から産出されるスズ、タンタル、タングステン、金を含む鉱物や金属について、EU域内への一定の輸入量を超える輸入業者に対し、サプライチェーンに対する人権デューディリジェンス等を義務付けています。同規則は、2021年1月1日から同輸入業者に対して適用されます。制度概要については、当事務所が過去に発行した[クライアントアラート](#)もご参照ください。

同規則14条1項は、欧州委員会が、紛争地域および高リスク地域の特定のための判断基準について、拘束力のないガイドラインを準備することを義務付けており、2018年8月10日、これを受けて、欧州委員会は、紛争地域および高リスク地域ならびにその他サプライチェーン・リスク特定のためのガイドライン（Commission Recommendation (EU)2018/1149）を公表しています。

同ガイドラインは、①紛争地域および高リスク地域から産出される鉱物について、サプライチェーン・デューディリジェンスの一般的な考え方、およびOECDデューディリジェンス・ガイドラインに準拠したデューディリジェンスとしての取組みの5段階ステップについて触れるとともに、②「紛争地域および高リスク地域」の定義の詳解、③「紛争地域および高リスク地域」の特定のための、紛争・政府・人権の3つのカテゴリーからの公開情報リソースの紹介、④場所・サプライヤー・その他の特殊状況の視点からの、人権侵害リスク評価における危険信号および危険信号探知のための情報リソース・情報収集方法等について解説しており、今後求められるEU欧州鉱物規制コンプライアンスの観点からは、重要な指針となるものと考えられます。

## 紛争鉱物規制（米国金融規制改革法第1502条）の現在の状況

米国では、2010年7月、米国金融規制改革法（通称「ドッド・フランク法」（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act））1502条が制定され、コンゴ民主共和国及びその周辺9ヶ国（以下、まとめて「コンゴ諸国」）における武装組織の資金源を断つことを目的として、企業に対し、紛争鉱物としての、スズ、タンタル、タングステン、金のうち、コンゴ諸国を原産地とするものの使用の有無等に関する調査・開示を義務付けています。さらに同法の制定を受け、米国証券取引委員会（SEC）は、2012年8月22日、最終実施規則を採択しています。

この点、トランプ大統領は、大統領就任当時、同法を廃止する方針を示しており、2017年6月には、ドッド・フランク法1502条の廃止を含む金融選択法（Financial Choice Act）の法案が下院を通過し、上院でも当該法案が修正を受けず通過すればドッド・フランク法1502条は廃止となる状況でした。

もっとも、2019年2月現在、金融選択法は未だ上院を通過しておらず、ドッド・フランク法は未だ廃止されていない状況です。

## 本クライアントアラート に関するお問い合わせ先



武藤 佳昭  
パートナー  
03 6271 9451  
[yoshiaki.muto@bakermckenzie.com](mailto:yoshiaki.muto@bakermckenzie.com)



村主 知久  
パートナー  
03 6271 9532  
[tomohisa.muranushi@bakermckenzie.com](mailto:tomohisa.muranushi@bakermckenzie.com)



吉田 武史  
シニア・アソシエイト  
03 6271 9723  
[takeshi.yoshida@bakermckenzie.com](mailto:takeshi.yoshida@bakermckenzie.com)



山内 理恵子  
アソシエイト  
03 6271 9890  
[rieko.yamuuchi@bakermckenzie.com](mailto:rieko.yamuuchi@bakermckenzie.com)

## 今後の実務対応

以上の重要なアップデートを踏まえ、今後の実務対応として以下の対応を提案いたします。

- ① 新たに制定・施行されたオーストラリア現代奴隷法について、オーストラリアで事業を行っている日本企業は、同法のもと新たに明確化された適用要件を確認の上、自社への適用可能性を確認し、適用可能性がある場合においては、同法の要求する手続に従って報告義務を遵守できるよう、2019年1月1日以後に開始される事業年度が終了してから6ヶ月以内にステートメントを提出できるよう準備を進める必要があります。
- ② 英国現代奴隷法について、既に声明公表を行っている日系企業は、改訂版の実務ガイドにて新たに掲載された、同法コンプライアンス上有用と考えられるツールや公開情報のリソースを参照することで、また、現代奴隷連絡先データベース（Modern Slavery Contact Database）への登録を完了させることで、同法の要求する現代奴隷防止のための取組みの最新情報を入手することが可能となります。
- ③ EU 紛争鉱物規制について、既に適用可能性があることを確認し、同規制へのコンプライアンス準備を進めている日系企業は、現在準備を進めている又は既に導入している人権デューデリジェンス手続について、新たに公表されたガイドラインの内容に準拠する内容となっているか、確認する必要があります。
- ④ 米国ドッド・フランク法 1502 条について、すでに同法コンプライアンスのための取組みを実施している日系企業においては、同法廃止の動きについて引き続き注視しつつも、その取組みを継続する必要があります。